

平成 30 年度 甲種防火管理新規講習実施要領

主 催 斜里地区消防組合消防本部
共 催 斜里地区防火管理者連絡協議会

消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、甲種防火管理新規講習を次により実施致します。

甲種防火管理新規講習（2 日間）

1. 日 時 平成 30 年 11 月 6 日（火）午前 9 時 50 分から午後 4 時 00 分まで
平成 30 年 11 月 7 日（水）午前 10 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
※ 受付は両日共に 9 時 30 分より

2. 場 所 斜里郡斜里町本町 4 番地
斜里町公民館ゆめホール知床 第 1 会議室 TEL 0152-22-2222

3. 受付期間 平成 30 年 10 月 1 日（月）から 10 月 14 日（日）まで

4. 受講人員 定員 60 名

◎ 受講申請書の提出先

〒099-4113 斜里郡斜里町本町 14 番地 3
斜里地区消防組合消防本部予防課

◎ 受講資格

消防法第 8 条に定める防火対象物（学校、病院、工場、遊技場、飲食店、物品販売店舗等で一定規模以上の建物）の防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある方。

※ 甲種防火管理者

防火管理者を選任すべき防火対象物のうち、その延面積が特定用途に供される防火対象物（集会場、遊技場、旅館、病院等）にあつては、300 m²以上、その他の対象物にあつては 500 m²以上のもの。

◎ 受講費用

資格取得にかかる費用（テキスト代）として、4,000 円が必要となります。（当日講習会場にて納入願います。）

◎ その他

1. 講習終了者には、修了証を交付致しますので、最終日に必ず印鑑を持参して下さい。
2. 受付時に身分を証明できるもの（運転免許証等）を提示願います。
3. 遅刻、早退、講義中の退室及び携帯電話使用、受講途中での受講者の変更、講義中の喫煙等は認めておりませんので、注意願います。
4. 筆記用具・昼食は各自で用意願います。（昼休み 1 時間）
5. 講習について不明な点がありましたら、斜里地区消防組合消防本部予防課まで問い合わせ願います。

【問い合わせ先】 斜里地区消防組合消防本部予防課
TEL 0152-23-3647